

### 仕事の様子を見学できます 施設めぐり参加者を募集

●とき 個人↓5月10日(金) 団体↓5月16日(木)・21日(火)・22日(水)・30日(木)

●見学施設(予定) 個人↓市議会議場、給食調理場、環境フリーンセンター、北部浄水場、文山苑など 団体↓希望する発着場所・希望施設など

●対象 個人↓市内在住の10人以上の団体 市内在住の10人以上の個人

※乳幼児の同伴は不可。

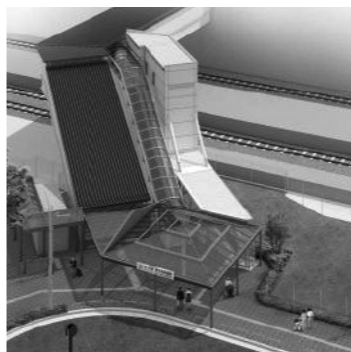
●定員 各25人(個人は申し込みが10人以下の場合中止)

●参加費 昼食代、施設入場料

●申し込み 個人↓3月21日(木)〜4月4日(木)午前9時〜午後5時(土)を除く)に、電話で秘書課広報広聴係へ(定員を超えた場合は、過去に参加していない人を優先した上で抽選) 団体↓4月4日(木)までに、希望日(第1希望・第2希望)、団体名、代表者氏名、住所・電話番号、見学希望施設を電話で同係へ(希望日が高まった場合は抽選。コースは後日調整します)

●問い合わせ 秘書課広報広聴係 ☎(71)2202

### JR安城駅北口にエレベーターを新設



利用しやすい駅になるよう、JR安城駅北口に、新たにエレベーターを設置します。本年から利用できる予定で進めます。

●問い合わせ 都市計画課 ☎(71)2243

### 市長マニフェストの進捗(しんちよく)状況を公表

前回の安城市長選挙で作成したマニフェスト「健全な財政運営で、産業と暮らしを守ります!」の、任期2年目までの進捗状況を公表します。

進捗状況については、市行政改革懇話会からは、「市全体としての取り組みは真摯であり、前向きであると評価する」との意見がありました。

分野ごとの進捗状況は次のとおり。

- 目標達成に向け、予定以上に進んでいる分野 少子化対策、障がい者福祉
- 目標達成に向け、おおむね予定どおり進んでいる分野 経済対策、行政改革、夢・まち、教育、高齢者福祉、安全安心、市民参加
- 目標達成に向け、やや遅れている分野 環境(ごみ減量)



### 4月1日(月)から申請先を変更します ふれあい補償制度の利用を

●申請先の変更 3月まで↓財政課 4月から↓市民協働課

●対象 市民で市内に活動拠点を置く5人以上の団体

●対象活動

- 防災訓練・運動会などの町内会活動
- 子ども会などの指導育成活動
- スポーツ推進委員による地域スポーツ活動

●社会福祉、環境改善などのボランティア活動

●市主催の行事・公民館講座など

※右記以外の自主活動は対象になりません。

●内容 賠償責任保険(主催者や指導者が法律上の賠償責任を問われた場合)↓事故1件につき最高5億円(免責1件につき10000円)

●傷害保険(指導者や参加者が

### 衣浦東部広域連合管内平成24年中の火災・救急統計

■火災 件数は147件で、前年比20件の減少となりました(表1)。これは、統計上過去最少です。出火原因は、「放火(放火の疑い含む)」が38件、次いで「こんろ」14件、「たばこ」10件でした(表2)。

■救急 出動件数は1万9995件

は、住宅用火災警報器の効果があると思われます。まだ設置していない家庭は、一日も早く設置しましょう。また、放火されない環境づくりを心がけましょう。

で、前年比188件の増加、搬送人員は1万9017人で、前年比164人の増加となりました(表3)。これは、いずれも統計上過去最多です。

表1 火災件数など

種別	平成24年	平成23年
建物	72	94
車両	19	14
船舶	0	1
その他	56	58
計	147	167
焼損床面積	1860㎡	4668㎡
損害額	2億1982万円	3億1824万6000円
死者	4人	2人
負傷者	24人	34人

表2 出火原因別件数

種別	平成24年
放火(放火の疑い含む)	38
こんろ	14
たばこ	10
火入れ(草焼きなど)	7
配線器具	4
火遊び	3
その他	71

表3 救急出動件数・救急搬送人員

種別	救急出動件数		救急搬送人員	
	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
火災	112	109	23	33
自然災害	1	3	1	3
水難	7	6	0	0
交通事故	2230	2225	2286	2294
労働災害	176	161	172	161
運動競技	143	151	143	152
一般負傷	2389	2400	2300	2310
加害	113	97	101	84
自損行為	234	242	165	183
急病	13235	13046	12523	12355
転院搬送	1291	1258	1303	1278
医師等搬送	1	3		
資機材輸送	0	0		
その他	63	106		
計	19995	19807	19017	18853

### 高齢者虐待の防止と養護(介護)者支援

高齢者への虐待は、心や体に深い傷を負わせ、本人の権利を侵害するものです。介護負担の軽減など、虐待のない環境づくりが大切です。

■高齢者虐待の種類

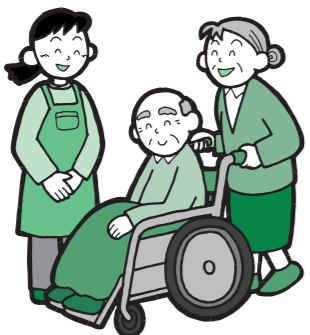
- 身体的虐待 殴る、つねるなどの暴行や縛るなどの拘束
- 心理的虐待 侮辱・脅迫など言葉による暴力や家族内での無視など
- 経済的虐待 高齢者名義の資産や預貯金を無断で処分する、現金を渡さないなど
- 性的虐待 性的な暴力やいたずらなど
- ネグレクト 介護をしない、必要な治療を受けさせないなど

■こんなサインに注意

- 高齢者のサイン
- 家に帰りがたがらない
- 汚れたままの服を着ている
- 家族の話題を避ける
- 落ち着きがなく、おどおどしている

●私たちができること

- 声掛け 日ごろから地域で声をかけ、本人や家族の変化が分かる関係を作りましょう
- 抱え込まない 世間体を気にするなどの理由で抱え込まず、早く相談しましょう
- 相談窓口 社会福祉課、地域包括支援センター(☎(77)2945)、中部地域包括支援センター(☎(71)0077)、市内各在宅介護支援センター、各地域の民生委員



●問い合わせ 社会福祉課 ☎(71)2223

●問い合わせ 財政課 ☎(71)2210  
市民協働課 ☎(71)2218

傷害を受けた場合で、脳・心臓病疾患などを除く)▼死亡0円 通院↓1日10000円 ※熱中症(日射病など)も対象。

●問い合わせ 企画政策課 ☎(71)2204